

安全で安心なまちを目指して



悪質商法に関する問い合わせ

総合政策課
熊本県消費生活センター
232212112
383609999

火災警報器に関する問い合わせ

住宅用火災警報器相談室
月～金曜日午前9時～午後5時
菊池広域連合消防本部 予防課
0120-5909-01
232216004

悪質な業者には注意を

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適正な価格、無理強い販売などを行う業者にご注意ください。また、訪問販売の場合は、クーリングオフ(8日以内)が認められますので、契約書や領収書は確実に受け取りましょう。



日本の法令に適合した日本消防検定協会の「NSマーク」の付いた商品を選びましょう。

これからの季節は空気が乾燥し、火災が起こりやすくなります。火の元、火の取り扱いは十分注意してください。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか。

防火意識を高めるため、ご家庭やご近所で火災予防について話し合いましょう。

住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が一般住宅にも義務づけられました。新築は平成18年6月1日から、既存の一般住宅は平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

既存住宅への設置義務化までは、まだ期間があります。が、「大切な命を守るため」にも早めの設置をお願いします。

平成22年 春の全国火災予防運動
「消えるまでゆっくり 火の元をらめこみ」

平成22年3月1日(月)～7日(日)

大津地区交通安全推進大会

- 日 時：4月3日(土) 午前9時30分開会
- 会 場：菊陽町図書館ホール
- プログラム
 - 9:00 開場
 - 9:30 開会
交通安全功労者等表彰
主催者・来賓あいさつ
交通安全宣言
 - 10:00 交通安全講話
高齢者の交通安全
～交通ルールとマナーを守って～
 - 11:00 アトラクション「武蔵剣豪太鼓」
 - 11:40 閉会

4月6日から行われる春の全国交通安全運動に合わせ、交通安全意識高揚を図り、交通事故を防止することを目的に、大津警察署管内4市町村の住民を対象に大津地区交通安全推進大会を開催します。

大津警察署管内では、交通事故の発生件数・死傷者は減少傾向にありますが、まだまだ憂慮すべき事態が続いています。特に高齢者の交通事故が増加傾向にあることも特徴の一つです。

一人でも多くの皆さんにご参加をいただき、交通事故のない安心して暮らせる地域を目指しましょう。



大津地区交通安全推進大会

～反射材 みんなに見えてる その命～

平成22年4月6日(火)～15日(木)

非常勤職員 スクールパトロール隊員募集

町では、今般の経済危機に伴う緊急雇用対策として、4月から総務課で勤務する非常勤職員を募集します。主な業務は、町内の小・中学校、保育園、幼稚園の登下校時などのパトロール業務です。

■募集職種及び募集人員
スクールパトロール隊員 2人程度

■業務内容

町内小中学校8校、保育園11園、幼稚園1園を対象に不審者対策・交通事故防止などの対策のため、2人1組での活動作業

■勤務日・勤務時間
週5日・1日6時間以内(週29時間以内)

■雇用期間 6カ月

■賃 金 時給750円

■募集受付期間
3月1日(月)～3月10日(水)午前8時30分～午後5時30分

■応募書類
①履歴書(写真付き)

②失業者と確認できる書類の写し
(例：雇用保険受給資格者証、廃業届、職務経歴書、その他失業者と証明できるもの)

※郵送の場合は、3月10日(水)当日消印有効。封筒に「経歴書在中」と朱書きしてください。
3月下旬に面接を行います。

■応募書類送付先

〒869-1192 菊池郡菊陽町久保田2800番地
菊陽町役場 総務課 交通防災係

問い合わせ 総務課 交通防災係 232212111

国民年金

こんなときは、こんな届出を!

就職や転職、結婚、退職などにより国民年金の加入の仕方が変わります。届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。届出に必要な添付書類は、届出先にお尋ねください。

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同様の手続き)	市区町村
結婚や退職などで配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市区町村
配偶者(第2号被保険者)が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局など取扱金融機関・年金事務所・市区町村
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所・市区町村
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	市区町村
30歳未満で保険料を納めるのが困難なとき	若年者納付猶予の申請をする	市区町村
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市区町村
65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号被保険者期間のみ→市区町村 第3号被保険者期間を含む→年金事務所
障がいになったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第1号被保険者→市区町村 初診日に第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいになった場合→市区町村
加入中に死亡したとき	国民年金加入中→遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	市区町村
定額以上の保険料を納めたい	付加保険料の手続きをする	市区町村
定額以上の保険料を納めたい	国民年金基金に加入する	国民年金基金 ☎0120-65-4192
受給資格期間(原則として25年)を満たしていない・満額に近づきたい・海外に在住しているとき	任意加入の手続きをする	年金事務所 市区町村

※第1号被保険者 自営業、農林漁業、アルバイト、無職の人、学生などで20歳以上60歳未満の人
※第2号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人
※第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

問い合わせ 町民課 年金係 ☎232-4914
熊本西年金事務所 ☎355-3261

日本年金機構ホームページアドレス <http://www.nenkin.go.jp/>